

市町村合併の方式には、編入合併と新設合併の2つの方法があり、今回の合併協議会では、「岐阜市に編入する編入合併」とすることが承認されました。

編入合併の場合とはどのような合併の方式なのでしょうか？

合併の方式	各市町(笠松町・羽島市・柳津町・北方町・岐南町)のまちづくりの歩みを尊重し、その文化や伝統を守り、地域の個性を担保する、限りなく新設に近い岐阜市への編入合併とすることとなりました。
新市の名称	編入する市の名称とすることが多いが、新たに制定することもできます。今後、協議のうえ速やかに決定することとなりました。
事務所の位置	当面は、現在の岐阜市役所とするが、将来、新庁舎を建てる時はまちづくりや交通アクセスなどを総合的に考慮し、事務所の位置を検討することとなりました。 また、各市町の既存の役場(市役所)などを分庁舎機能として活用し、住民の利便を図り、地域性を守るための方法が協議会で考えられています。
市町村建設計画	市町村建設計画は、合併後のおおむね10力年のまちづくり計画と財政計画を中心とした新市のマスタープランで、この計画は、地域格差を是正して新市の速やかな一体性を促進するとともに、地域の伝統文化を継承するなど個性と多様性に富んだまちづくりを推進するため、住民福祉の向上と地域の発展を図る具体的な施策を示すこととなります。
条例・規則	編入する市の条例・規則などを適用することとなり、合併に伴い各種事務事業の調整方針と関係する条例・規則などについては、その調整を踏まえて整理することとなります。
特別職の職員	編入する市の特別職の職員はそのまま在任し、編入される市町の特別職は失職することとなります。
議会の議員	原則は編入される市町の全議員が失職することとなりますが、編入合併の場合は、編入された区域から適正に代表を選出し、当該区域の住民の意見を新市の行政に反映させるための特例制度が認められます。 特例の選択肢は次の4つの選択肢があり、協議会ではこれらの特例の適用の有無を含め、慎重に検討するために、「議員の特例等に関する小委員会」を設置し、調査・審議などを行い決定します。 《定数特例》 編入された旧市町の区域で選挙区を設けて、その区域ごとに定数を決め増加することができます。 《定数特例を2回実施》 編入先の市の2回目の選挙まで、編入された旧市町の区域で選挙区を設けて、その区域ごとに定数を決め増加することができます。 《在任特例》 編入された旧市町の議員は、編入先の市の最初の選挙までその議員となることができます。 《在任特例と定数特例》 編入された旧市町の議員は、編入先の市の最初の選挙までその議員となることができます。さらに最初の選挙の際、編入された旧市町の区域で選挙区を設けて、その区域ごとに定数を決め増加することができます。 注) 編入される市町から増加することのできる議員数の算出の方法 編入する市の議員定数×(編入される市町の人口)÷(編入する市の人口)
各種委員会の委員	編入する市の教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などの委員はそのまま在任し、編入される市町の委員は失職することとなります。



岐阜広域合併協議会では、ホームページを開設しています。

ホームページでは、会議録や各市町の財政や負担とサービスの現況が紹介されています。

<http://www.city.gifu.gifu.jp/g-gappei/>